

関東整備局

簡易型は20または30点が満点

定性的な
総合評価
選択可能な多段階時の配点基準

関東地方整備局は、先に打ち出した総合評価方式（簡易型、標準型）の07年度運用方針のうち、簡易型は求める施工計画の項目数に応じて満点を20点または30点、最低の評価「多段階評価」の評価点をゼロあるいは欠格とする。具体的には評価を5段階とし、とりわけ簡易型は求める施工計画の項目数に応じて満点を20点または30点、最低の評価「多段階評価」の評価点をゼロあるいは欠格とする。昨年度まで運用してきた総合評価では定性的な評価を行う場合、「優・良・可」の3段階で評価。個別工事を審議する総合評価審査委員会からは簡易型・標準型で求める

施工計画、標準型のVE提案で定性的に評価する場合、多段階評価も選択可能と表記した。簡易型は施工計画の項目数によって評価点が異なる。例えば施工計画1項目では「20点・15点・10点・5点・ゼロ」、2項目ならば項目ごとに「15点・12点・8点・4点・ゼロ」、3項目であれば1項目につき「10点・8点・5点・3点・ゼロ」を配点。評価によっては欠格とすることも可能だ。

標準型（7億2000万円未満）のVE提案は、従来の「優」に当たる評価に満点を、「良」評価に満点の2分の1点を、「可」に該当する評価に満点の10分の1点とし、「優」と「良」、「良」と「可」の間に中間点（切り上げ整数止め）を設けている。